佐久市佐久の先人検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市にゆかりがある人物で、その人となりや業績を市民の間で語り継いでいくべきもの(以下「佐久の先人」という。) を掘り起こし、後世に伝えていくため、佐久市佐久の先人検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、佐久の先人について、次に掲げる事項を行うも のとする。
  - (1) 選定に関すること。
  - (2) 原稿執筆及び書籍の発行に関すること。
  - (3) 資料の収集、保存、活用及び公開に関すること。
  - (4)前3号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めること。
- 2 委員会は、前項の成果を教育委員会に報告するものとする。 (組織)
- 第3条 委員会は、監修者及び委員計11人以内で組織する。
- 2 監修者は、歴史に関する広い知識を有する者又は書籍の編集を 監督する能力のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 識見を有する者
- (2)関係団体の代表者
- (3)前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 監修者及び委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、監修者及び 委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を 求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。